各種ガイドライン・マニュアル及び PPP/PFI推進アクションプラン (令和4年改定版) について

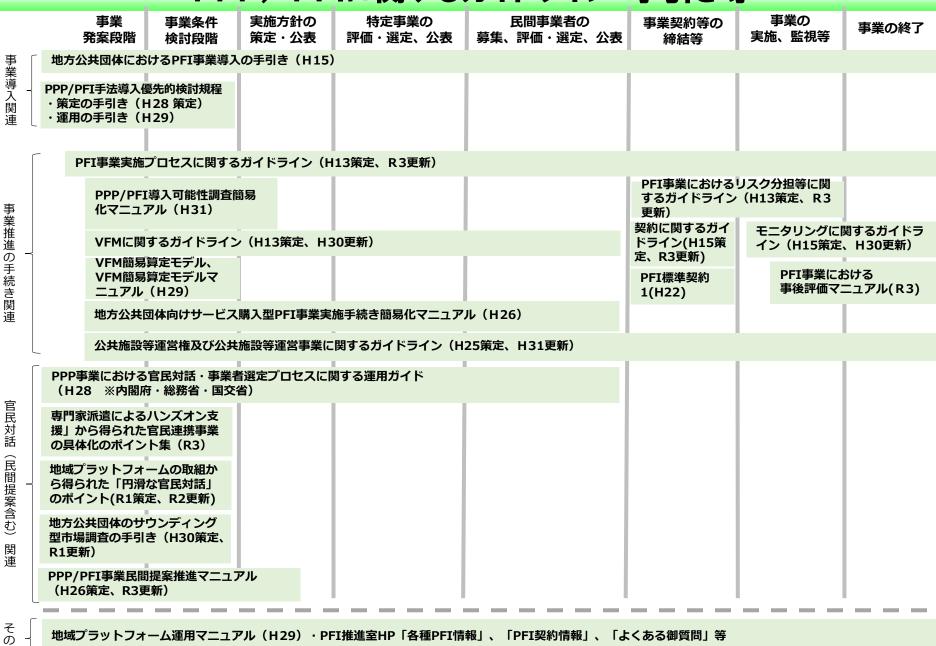
令和4年8月4日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

1. 各種ガイドライン・マニュアルについて

PPP/PFIに関するガイドライン・手引き等



※この他、各分野・施設の特色を踏まえたガイドライン・手引き等が各省庁等により整備されている。

地域プラットフォーム運用マニュアル(H29)・PFI推進室HP「各種PFI情報」、「PFI契約情報」、「よくある御質問」等

①各種ガイドラインについて

各種ガイドラインの場所

PPP/PFI推進室では、PFIに関して6つのガイドラインを出しています。 これらのガイドランは、PPP/PFI推進室のHPでご確認いただけます。

PPP/PFI推進室HPトップ画面 地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会 PFI関係法令・ガイドライン等 ▶ PFI法や各種ガイドラインはこちら PFI関係法令 基本方針(PDF形式: 323KB) • ガイドライン 公共施設等運営事業(コンセッション事業) PFI契約書情報 PPP/PFIに関する支援 ≥ PFIに関する各種支援制度はこちら

W URL: https://www8.cao.go.jp/pfi/

PFIの各種ガイドライン

~6つのガイドライン~

- 1. PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
- 2. PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- 3. VFM (Value For Money) に関するガイドライン
- 4. 契約に関するガイドライン
- 5. **モニタリング**に関するガイドライン
- 6. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

各種ガイドラインの説明 (1/6)

1. PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

事業の発案から終了までの PFI 事業の実施に関する一連の手続きについて、7 つの ステップに分けてその流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示したもの。

対象事業	全てのPFI事業
用途	PFI事業の全体の流れを把握 各段階における手続きの概要・留意点を把握
ポイント	 初めてPFIを担当する場合などに流し読みすれば、PFI事業の始まりから終わりまでの全体像をある程度把握できる。 関連するPFI法の条文や基本方針の該当箇所を参照しながら、留意点等を確認できる。

各種ガイドラインの説明 (2/6)

2. PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

PFI 事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示したもの。「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、様々なリスクについて解説。

対象事業	全てのPFI事業
用途	PFI事業の各フェーズにおいてどのようなリスクが 生じうるかを把握それぞれのリスクをどのように分担すべきか検討 する際の参考
ポイント	 リスク分担の基本的な考え方が分かる 各事業フェーズで生じうるリスク(不可抗力、物価変動etc.)を網羅的にピックアップ リスク分担に関して何を検討し、当事者間であらかじめ取り決めておくべきかが分かる

各種ガイドラインの説明 (3/6)

3. VFM(Value For Money)に関するガイドライン

特定事業の選定等に当たって行われるVFM(Value For Money)の評価について解説するもの。

VFM 評価の基本的な考え方等が示されているとともに、VFM 評価における留意事項として、リスクの定量化、適切な調整、現在価値への換算、評価結果の公表等について記載されている。

対象事業	公共施設等運営事業を除くPFI事業 ※公共施設等運営事業におけるVFMの考え方については、「公共施設等運営権及び公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を参照
用途	VFMの基本的な考え方を把握実際にVFMの評価を行おうとするとき
ポイント	特になし

各種ガイドラインの説明 (4/6)

4. 契約に関するガイドライン

PFIの事業契約において通常規定されることの多い規定の概要、趣旨、適用 法令及び留意点等を解説したもの。

対象事業	基本的に全てのPFI事業 ※ 特に、サービス購入型のBTOまたはBOT
用途	事業契約において定めておくべき事項の検討各契約事項の趣旨や留意点等を確認
ポイント	 基本的に公共施設等運営事業以外のPFI事業を 念頭に置いたガイドラインではあるが、維持管理・ 運営に関する記載などは公共施設等運営事業に おいても参考となり得る 全部見ようとすると大変なので、気になる点を目 次で調べて見るのがおススメ。

各種ガイドラインの説明 (5/6)

5. モニタリングに関するガイドライン

PFI事業において管理者等によるモニタリング(監視)を検討する上での留意 事項等を示したもの。

対象事業	全てのPFI事業
用途	モニタリングの基本的考え方を把握。モニタリング手法を具体的に検討。
ポイント	モニタリングの基本的考え方の他、具体的な実施方 法や適正な公共サービスの提供がなされない場合の 対応方法など実践的な内容も記載

各種ガイドラインの説明 (6/6)

6. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業(コンセッション)に関する諸論点について解説するもの。

対象事業	公共施設等運営事業
用途	・ 公共施設等運営権の制度を理解・ 公共施設等運営事業を実施するうえで検討しなければならない事項のポイントや留意事項の把握
ポイント	他のPFI事業と異なる公共施設等運営事業特有の留意点をピックアップして解説 ・ 実施方針の策定 ・ VFMの考え方 ・ 利用料金・運営権対価の考え方 ・ 指定管理者制度との関係 ・ 事業期間中の更新投資等

ガイドラインの補助教材

ガイドライン以外で参考になるもの

PFI事業導入の手引き

(HPトップ・「各種PFI情報」⇒「PFI事業導入の手引き」)

- 基礎編⇒PFIの制度全般を知るための学習ツール(Q&A)
- 実務編⇒PFIを実際にやる際に生じる疑問点を解決(Q&A)
- 用語集⇒PFI用語の解説(基礎編・実務編とリンク)
- ※ 少し古い情報もあるので注意。

その他(宣伝)

指標連動方式に関する基本的考え方

(令和4年5月31日公表)

(HPトップ・「マニュアル・手引き等」⇒ページー番下)

指標連動方式とは...

- 事業者の提供するサービス水準に応じて、公共側の支払う対価が変動する方式。
- 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための手法の 一つ。
- PFIはもちろんPFI以外のPPP事業でも活用可能。

②各種マニュアル等について

各種マニュアル等

主なマニュアル等

(https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html)

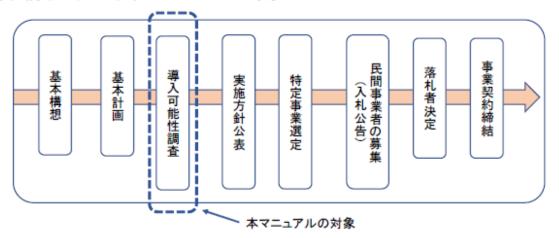
- 1. PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル
- 2. 地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル
- 3. PPP/PFI民間提案マニュアル
- 4. PFI事業における事後評価等マニュアル
- 5. PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引・運用の手引

1. PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル

「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル ~公共施設の空調整備・更新等事業を例として~」(平成31年3月)

地方公共団体等の更なる負担軽減を図ることを目的とし、事業実績が多く、維持管理等に定型的な部分が多い「公共施設の空調整備・更新等事業」を例として、より簡便なPPP/PFIの導入可能性調査の手法について、とりまとめたもの。

■PFI 事業実施手続きにおける本マニュアルの対象



※本マニュアルでは、コンサルタントへ外部委託することの多い導入可能性調査を、 地方公共団体職員が自ら行うことが可能となる手法(VFM 評価の簡易化等)を念頭 に取りまとめられている。

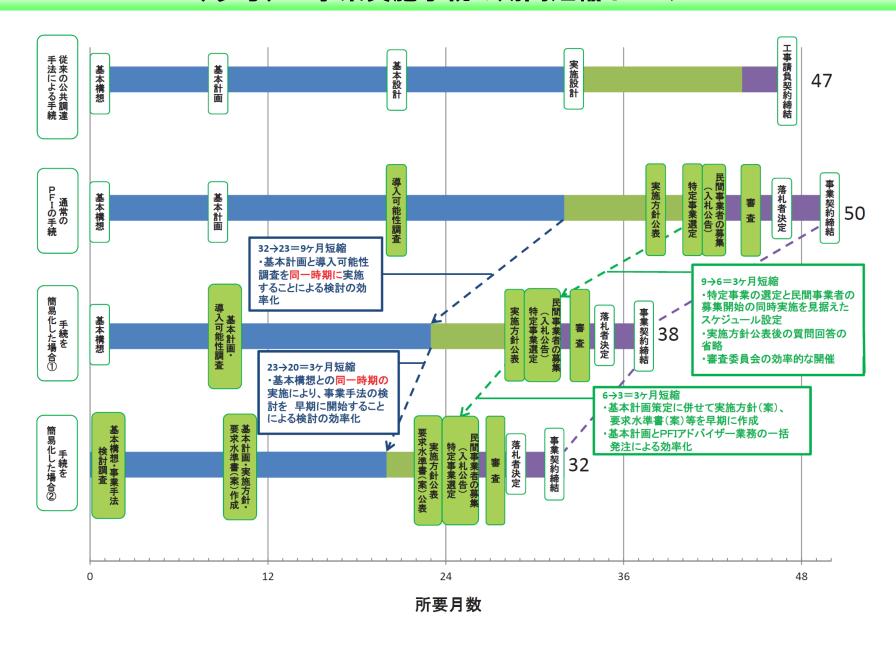
2. 地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル

「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル (平成26年6月)

PFIは「時間がかかる」、「発注手続きがかかる」といった声を踏まえ、PFI事業未実施地方公共団体へのPFI事業の普及を念頭に、地方公共団体の実務担当者にとってみやすさ、わかりやすさ、使いやすさを重視し、PFI事業実施手続の簡易化の方法を解説したもの。

※特に、従来の公共調達手法や通常のPFI事業の実施に関する手続きからの手続き期間の短縮及び事務負担の軽減に焦点を当てて、具体的な対応策について解説しています。(次ページ参照)

(参考)PFI事業実施手続の期間短縮イメージ



3. PPP/PFI民間提案マニュアル

「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」(令和3年4月)

PFI法第6条に基づく民間提案のみならず、PFI法第6条に基づかない民間提案手法や、民間提案を活用したPFI以外のPPP手法による事業化も想定した手続きについてとりまとめたもの。

【民間提案制度について】

- <u>企画段階から民間事業者が関わることによって</u>、公共施設等の整備等の事業を 地域の価値や住民満足度をより高める事業にすることが期待される
- 平成23年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する 法律(平成11年7月30日法律第117号)」(PFI法)の改正で位置付けられた民間 事業者の提案制度や、地方公共団体が実施している民間提案制度は、こうした 企画段階からの関わりを実現する制度である

(参考)民間提案について

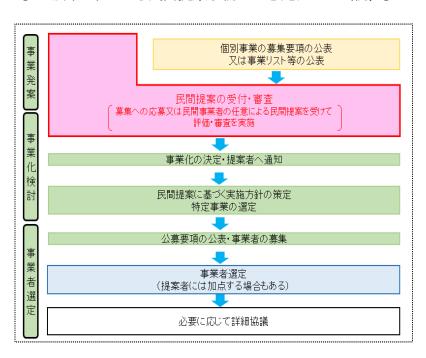
【PFI法第6条による民間提案】

- ・PFI法第6条では、民間事業者は地方公共団体に対して具体的な施設等を指定してPFI事業の実施を提案することができる旨が規定されている。
- ・また地方公共団体は、このPFI法第6条に基づく民間提案を、個別の事業について募集することも可能である。

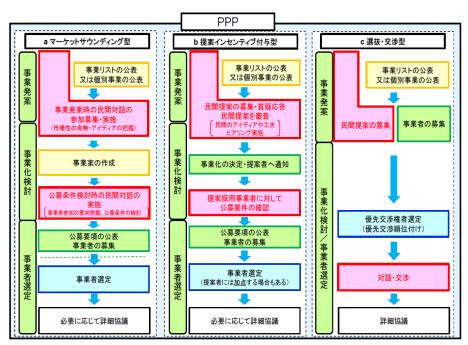
【PFI法第6条によらない民間提案】

- ・PFI法に規定された民間提案以外にも、民間からの提案や民間との対話によってPPP/PFI事業を検討する手続きがあり、多くの地方公共団体で実施されている。
- ・各団体の方針や事業化の段階などに応じて、適切な手法を選択することが有効である。

【PFI法第6条による民間提案手続きの想定フロー(例)】



【PFI法に基づかない民間提案手続きの想定フロー(例)】



※内閣府「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」より

4. PFI事業における事後評価等マニュアル

「PFI事業における事後評価等マニュアル」(令和3年4月)

公共施設等の管理者がPFI事業の期間満了に伴う事後評価等を実施する際の手順や 留意事項をとりまとめたもの。

【事後評価等の目的】

- PFI手法の導入によって財政負担の軽減やサービスの向上等、<u>当初の事業目的が達成されたか</u> どうかを評価すること
- PFI事業における課題や反省点を明らかにし、次期事業手法の選定や今後の施設運営等の改善の検討材料とすること
- 類似事業を新たに実施する他の管理者等のための参考情報とすること

(参考)事後評価等の実施手続きの個別フロー図(例)

段選公 階定募

- モニタリングにおける情報収集方法(必要情報項目、収集頻度)の検討
- 事業者による自主モニタリングの実施に係る検討

定期・随時モニタリング

- 定期・随時モニタリング
- 定期・随時モニタリング

指定管理者制度 を活用する場合には、 指定管理者の 評価プロセスと併用

中間評価(5年又は10年毎に実施)

期間満了4年程度前に着手

事後評価等実施段階

事後評価等に向けた情報整理

- 事業の概要・効果
- 事業の収入・費用等の内訳整理
- 修繕履歴の整理、施設・設備の 劣化状況把握
- 次期の大規模修繕の把握
- 物品台帳整理

事後評価の実施

- 事業実施状況概要
- 事業効果や課題・改善点
- 事業手法の妥当性検証
- 次期事業について





次期事業手法の検討

 優先的検討規程を策定済みの場 合は規程に則った対応

必要はびで導入可能性調査や次期事業の 修繕計画の第定を経て、次期事業者選定

事業者に協力を要請 又はモニタリング時に 情報を収集

事業者の自己評価 の作成を依頼し、必 要に応じてヒアリング

検討状況に応じて、事後 評価等の手続きの一部を 次期のPFI事業の導入可 能性調査に織り込むなど の対応も想定

概ね、2年程度前から 事業者と引継ぎ実施

事業の引継ぎ

- 物品の引継ぎ
- 期間満了前修繕の実施
- 次期事業者への引継ぎ

次期事業の開始

3 年程度前に着手 期間満了

5. PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引・運用の手引

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定の手引」(平成28年3月)

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引」(平成29年1月)

地方公共団体が「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月 15日民間資金等活用事業推進会議決定、令和3年6月18日改定)に規定する優先的検討規 程を定め、活用する際に参考となるもの。

『優先的検討規程』の内容と性格

- ●対象となる事業について、**従来手法よりも効率的・効果的な実施手法**(PPP/PFI等)が ないか検討することを**原則**と定める<u>ルール</u>
- PPP/PFIの**導入効果を簡易的に調べる方法**や、**具体的な手続**をまとめた<u>ガイドライン</u>
 ※対象となる事業規模・分野や検討の手続などは、地方公共団体ごとに独自に規定



(参考)PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引の改定(案)

地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図るべく、令和3年6月に指針が改定され、優先的検討規程を定めることが求められる地方公共団体を、人口20万人以上の団体から人口10万人以上の団体に拡大されました。この改定を受けて、小規模団体において優先的検討規程を策定する際に参考となる取組を追加するなど手引の改定を行う予定です。

1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉

- ▶ 負担軽減のため、構想段階から優先的検討を意識し、庁内意思統一や情報収集を進めることが有効であることを記載。
- ▶ 事業担当課と連携し、早期段階で検討対象事業を捕捉することで、手続きの合理化が期待できる旨追記。

2 手続きの簡略化による負担軽減

- 採用するスキームや基本構想段階での検討状況等により、簡易検討を省略し負担軽減が期待できることを明示。
- ▶ 簡易検討において定性的評価やサウンディング結果の活用が可能であることを紹介し、そのひな型例を追加。

3優先的検討の対象事業の考え方

- ▶ 対象事業の裾野拡大と、導入効果・負担増加のバランスを考慮する必要がある。
- ▶ 事業費基準を柔軟に変更している例や、事業費以外の基準を設けている例を紹介し、各地方公共団体の状況に応じてカスタマイズすることが有効である旨記載。

4 庁内体制の整備

- ▶ 規程に各部署の役割を明らかにした推進体制、運用のフローを位置づけ、庁内の優先的検討体制を構築することが重要である旨追記。
- ▶ とりまとめ部門を置き、各部門への支援体制を確保して、規程の運用の円滑化を図っている事例を紹介。

2. PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版) について

PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)

PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

- ①多様な政策ニーズに対応するため、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を最大限活用
- ②「新しい資本主義」の中核となる「新たな官民連携」の柱として「成長と分配」の好循環を実現
- ③「デジタル田園都市国家構想」の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地域を実現
- ④カーボンニュートラル、デジタル技術の社会実装など新たな政策課題へアプローチ

(2)推進の方向性

- ・自律的な展開基盤の早期形成のため、令和4年度から5年間を「重点実行期間」とし、支援策を拡充・重点投入
 - ①地域における活用拡大 ②活用対象の拡大 ③民間による創意工夫の最大化 ④地域の主体の能力強化と人材の確保

2. PPP/PFIの推進施策

(1) 多様なPPP/PFIの展開

「新たなPPP/PFI活用モデル」形成(分野・手法等)に取り組む(PFI推進機構と連携)

- ・公園、公民館等の身近な施設
- ・新しい政策課題への対応(グリーン、デジタル) ・地域交通、人工衛星等

- ・インフラの維持管理分野への拡大
- · 公的不動産活用(国有財産、学校等)
- ・広域化、集約化・多機能化 等

(2) 地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援

- ・優先的検討規程の実効性向上、策定促進
 - (人口10~20万人の全自治体での策定:R5年度)
- ・首長等の機運醸成(トップセールスの実施:機構と連携)
- ・先導的な優良事例等の表彰制度創設
- ・マニュアル (導入の手引き、契約書ひな型等) の整理・周知
- ・PFI推進機構による地域金融機関等の人材育成の全国展開

- 専門家派遣、伴走支援の強化
- ・新たな活用モデルの形成や小規模自治体への支援の積極的実施
- ・地域プラットフォームの全都道府県への展開、機能強化(R8年度)
- 民間提案制度の実効性向上(提案者へのインセンティブ付与等)
- 自治体の受付窓口の設置促進、事業リストの公開・一覧化

(3)取組基盤の充実

- ・多様な効果の見える化、動画の活用、情報・発信の充実
- ・制度・運用改善や規制改革提案の受付、検討体制の強化
- ・官民リスク分担の新手法の導入(プロフィット・ロスシェアリング条項等)

(4) PFI推進機構の活用

- ・先導的事例の形成、案件発掘等、コンサルティングの積極的実施
- ・地域金融機関等へのノウハウ移転
- ・今後のあり方について検討、所要の法案の早期提出

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

4. PDCAサイクル

(1)事業規模目標

30兆円(令和4年度~13年度) コンセッション: 7兆円、収益型事業: 7兆円 公的不動産利活用:5兆円、サービス購入型 等:7兆円、取組強化:4兆円

(2) 重点分野と目標

- ・件数目標を設定、案件リスト・工程等を具体化した実行計画策定
- ・空港/上下水道/バスタ/スタジアム・アリーナ/ 文化施設/大学施設/公園等
- ・好事例の横展開、案件発掘、関連施策を集中的に投入

(1) PDCAの進め方

- ・毎年度フォローアップ、課 題の抽出、対応策の検討
- 重点実行期間の中間評価

新しい資本主義の実現に向けたPPP/PFI推進の基本的考え方

- ◆「新たな官民連携」の柱としてPPP/PFIを抜本的に拡充し、民間投資を誘発し、「成長と分配 の好循環」を実現。
- ◆厳しい財政状況の下でも多様な政策ニーズに的確に対応する観点から、PPP/PFIによって、 公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を最大限活用。
- ◆デジタル田園都市国家構想の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、 魅力的で活力ある地方を実現。
- ◆新アクションプランにおいて今後10年間の取組目標を新たに設定(事業規模30兆円)。当初 5年間を「重点実行期間」とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、各府省の施策を集 中的に投入。



目標期間(R4~13)

目標期間(H25~R4)

コンセッション(※)等の新たな分野・領域の 開拓や、活用地域の拡大など分野横断的な

公的負担を削減しつつ、民間のビジネス機

(※)コンセッションは、公共の施設・サービスに民 間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIのうち、 料金設定や施設の更新・追加投資の判断も民間の 運営に委ね、施設の価値を高める手法。

(参考)「第18回 民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)」(令和4年6月3日) 岸田総理発言

「本日、令和4年度から10年間の事業規模目標を30兆円と設定し、PPP/PFIの推進策を抜本強化する、新たなアクションプランを決定いたしました。 公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用する<u>PPP/PFIは、新しい資本主義における新たな官民連携において、柱となる重要な取組です</u>。

厳しい財政状況の下でも多様な政策ニーズに対応するとともに、民間の新たなビジネス機会や新たな市場を創造し、成長と分配の好循環を実現いたします。 また、個性的で活力ある地方の実現を目指すデジタル田園都市国家構想の推進力とし

ても活用していきます。 新しい目標の達成に向けて、スタジアム・アリーナや文化・社会教育施設、公園を始

めとする、新たな分野・領域におけるコンセッション等の拡大、各省の支援策の拡充・ 集中投入、自治体への伴走支援の強化などを通じた、幅広い自治体での取組の加速、新 たな実効的な民間提案スキームの導入を始め、民間の創意工夫が一層発揮できる推進施 策の強化などにより、PPP/PFIが全国で自律的に展開される基盤を形成すること

その早期実現を図るべく、特に、当初5年間を重点実行期間とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、関係施策を抜本的に強化し、集中的に投入していきます。

を目指します。

関係大臣は、牧島大臣を中心に連携し、本日決定したアクションプランに基づき、迅速かつ強力に諸施策を推進するとともに、しっかりと進捗管理を行った上で、施策の更なる強化に取り組んでください。|

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太方針)」 (令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

- 2. 社会課題の解決に向けた取組
- (1)民間による社会的価値の創造

(PPP/PFIの活用等による官民連携の推進)

民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFI (※1) について、新しい資本主 義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、新たなアクションプラン (※2) に基づき、取 組を抜本的に強化する。今後5年間を、PPP/PFIが自律的に展開される基盤の形成に向け た「重点実行期間」とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入 するとともに、幅広い自治体の取組を促す。その際、交付金等について、PPP/PFIの活用 がより促進されるよう制度改善を検討する。 スタジアム・アリーナ、文化施設、交通ターミナル等へのコンセッション導入、指標連動方式

4)とともに、水道、下水道、教育施設等の先行事例の横展開を強化する。 コロナ禍の経験等を踏まえ、リスク分担の検討等を進めつつ、原則として全ての空港へのコン

(※3) も活用した道路等のインフラの維持管理・更新での案件形成等活用対象の拡大を図る(※

セッション導入を促進する。

デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近 な施設への新しい活用モデルを形成するとともに、地域プラットフォームの全都道府県での設置 促進、優先的検討規程の策定・運用支援、事業効果の見える化・情報発信等により、案件形成を 強力に促進する。民間の創意工夫の一層の発揮に向け、提案者へのインセンティブ付与等民間提 案制度の強化等に取り組む。

また、樹木採取権制度の活用を推進する。

- ※1民間の資金・ノウハウを活用し、財政負担を削減・平準化しつつ、民間のビジネス機会を創出すること等が期待される。
- ※2「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)。
- ※3民間事業者のサービスに対する対価等の一部又は全部が、サービスの水準に関する指標の達成状況で決まる方式。
- ※4 L A B V (Local Asset Backed Vehicle の略で、地方公共団体等が公的不動産を現物出資して民間事業者と新たな事業体を設立し、公的不 動産の有効活用を図る方式)の活用を含む。

(参考)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

6. コンセッション(PPP/PFIを含む)の強化

公共施設の民間事業者による運営を行うコンセッション(公共施設等運営事業)等を加速する。 空港分野では、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へ のコンセッション(公共施設等運営事業)の導入を促進する。

空港容量の拡大等の機能強化が引き続き必要であるため、例えば羽田空港では、2020年3月に 導入した都心上空新経路により拡大した空港容量を確保すべく、経路下の地域との調整を着実に 進める必要がある。また、成田空港については、まずは第三滑走路の建設を含む機能強化事業を 着実に実施する必要がある。

今後、コロナ禍の経験等を踏まえたリスク分担の在り方に加え、空港における機能強化の進捗や地域との関係等を踏まえつつ、コンセッション(公共施設等運営事業)の実施について検討する。

鉄道、バス、タクシー等を接続する公共交通ターミナルである「バスタ」について、コンセッション(公共施設等運営事業)の導入を推進する。スタジアム、アリーナ等についても導入を推進する。

林業分野では、樹木採取権制度に基づき、パイロット的に選定された10か所について、樹木採取権の設定を進める。より大規模・長期間のものも含めた今後の樹木採取権設定に関する具体的方針を本年末までに策定する。

また、新たに策定したアクションプランに基づき、PPP/PFIを拡大するため、その導入を自治体が優先的に検討する取組の改善を促す等、取組を強化する。

PPP/PFI推進の方向性

◆地域における活用拡大

- 〇活用される地域の拡大と、各地域における継続的な活用に取り組む。
- 〇優先的検討規程等、PPP/PFI手法を積極的に検討する仕組み、PDCAサイクルのもと事後評価等 を通じて手法の改善を検討する仕組みの定着を促進。
- ○地域プラットフォームなど関係者の連携の場の確保や、多様な効果の発信強化等による機運醸成。

◆活用対象の拡大

- 〇提供されるサービスに対する民間の創意工夫の発揮や新たな活用の展開が期待される公共施設等に対し、 公共施設等運営事業をはじめとする P P P / P F I 活用の裾野を拡大。
- 〇人口減少・高齢社会の到来で新たに必要となるサービス、持続可能性に課題が生じるサービスなどへの活用により、政策課題への対応に貢献。
- 〇国の支援策、民間資金等活用事業推進機構の機能、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等の新たな資金調達手法、バンドリングや広域化等、様々な工夫を積極活用。

◆民間による創意工夫の最大化

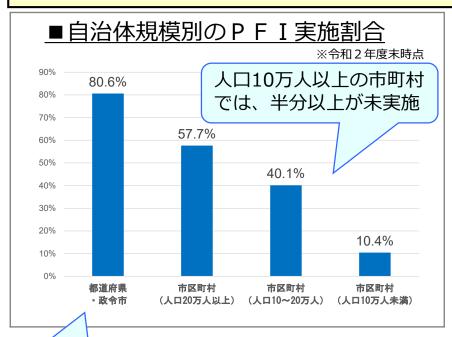
- ○性能発注化や収益施設の併設、事業期間の長期化、公共施設等運営事業など民間の自由度がより高い手法 の活用を促進。
- 〇民間提案制度の活用等を通じ、民間発意によるPPP/PFI事業の案件形成を促進。
- ○制度面の課題を汲み上げ、運用上の対応の明確化や制度の改善を検討。

◆地域の主体の能力強化と人材の確保

- ○地方公共団体、民間事業者、地域金融機関等PPP/PFⅠに携わる主体の能力強化と人材の確保が重要。
- ○地域の実情や課題に応じ、多様な P P P / P F I 手法を選択できるよう、実績や効果、事業実施上の課題 解決のノウハウ等の情報の共有・見える化を推進。
- ○推進に向けた環境整備や案件形成等について、伴走型の支援策を充実。

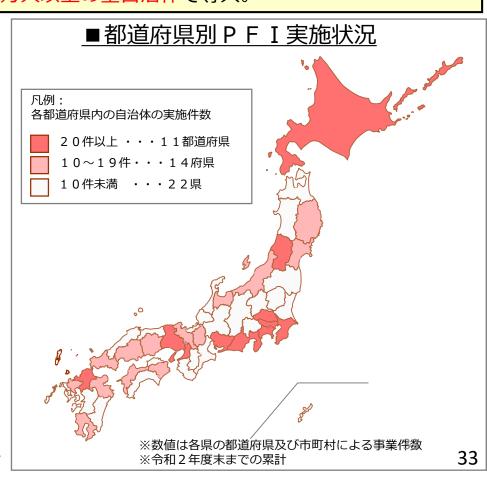
地域における活用拡大

- ◆自治体のPFI実施状況には偏りがあり、幅広い自治体の取組を促進することが必要。
- ◆具体的には、①未実施の自治体への働きかけの強化、②小規模自治体における取組の促進 を進めるため、以下の取組を実施。
 - OPPP/PFI専門家派遣件数を3倍とするなど自治体の案件形成に対する支援を強化。
 - 〇令和8年度末までに全ての都道府県で地域プラットフォーム*1を設置し、その機能を強化。
 - ○優先的検討規程**2の運用状況の実態把握・見える化や運用の改善策の整理を行い、実効性ある 規程へと見直す。令和5年度末までに人口10万人以上の全自治体で導入。



現時点で11県・ 1政令市が未実施

※2 公共施設の整備等に際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み。



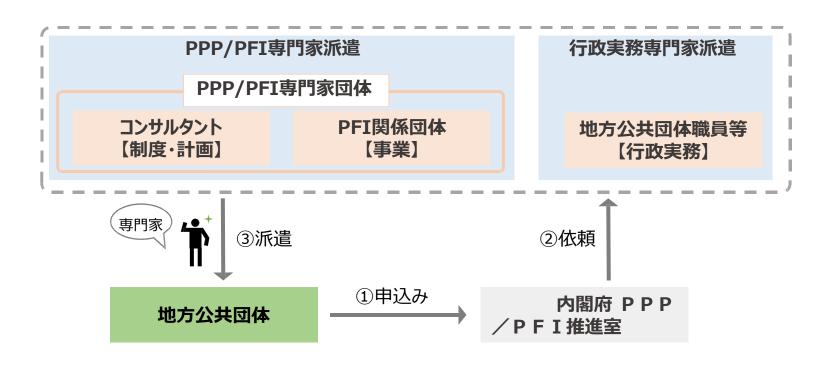
^{※1} PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。

(参考)PPP/PFI専門家派遣

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和3年度末までに延べ307件。

〇概要

- 1回につき半日程度で派遣。内容に応じて複数回の派遣も可能。
- 地方公共団体等からの申込み内容に応じ、PPP/PFI専門家団体・行政実務専門家と調整し、専門家を派遣。(行政実務専門家の派遣は令和3年度9月から実施)
- 派遣費用(謝金、旅費)を内閣府が負担。

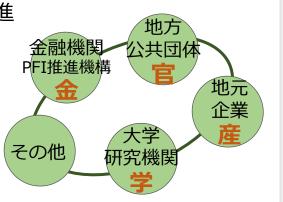


(参考)地域プラットフォームの活用

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ 取得や官民対話等の情報交換の場となる「地域プラットフォーム」を設置
 - ⇒地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上
 - ⇒地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上や その能力を活用した案件の形成を促進**

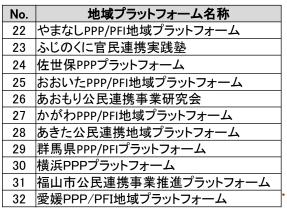
地域プラットフォームの機能

- > 普及啓発・人材育成機能
- ・PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等についてセミナーを開催
- 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる人材育成を推進
- > 情報発信・官民対話機能
- ・具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供** のうえ官民対話等を実施、事業化に向け次段階へ推進
- ・案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取
- > 交流機能
- ・地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**

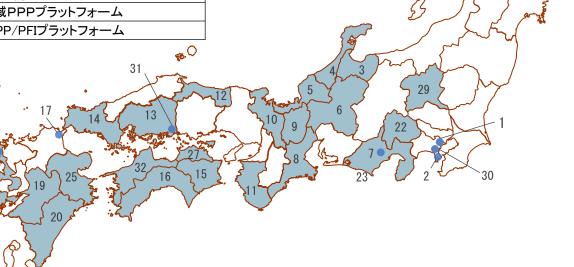


(参考)PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム
	® ○
	31



28



※令和4年6月時点で、都道府県内全域をカバーする地域プラットフォームは28府県で設置済み

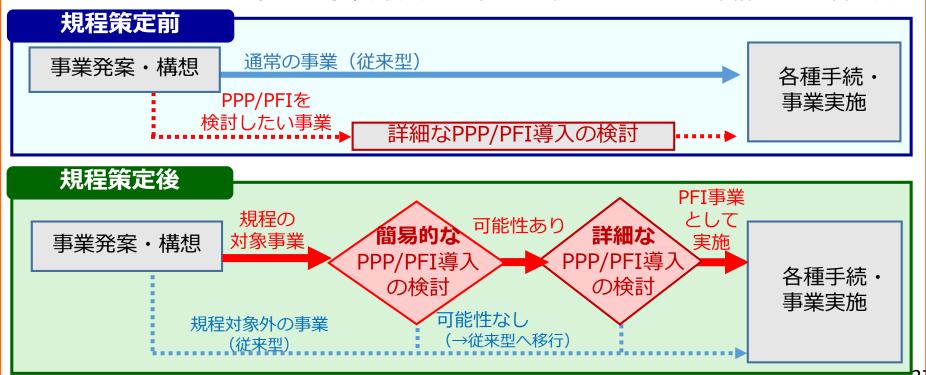
36

(参考)小規模自治体への「優先的検討規程」策定の要請

- ◆従来、**人口20万人以上**の地方公共団体に「**優先的検討規程」**の策定を要請
- ⇒指針を改定、**人口10万人~20万人の団体**についても、**2023(R5)年度末までに** 「**優先的検討規程」の策定**を要請 (内閣府・総務省通知:令和3年6月21日)

『優先的検討規程』の内容と性格

- ●対象となる事業について、**従来手法よりも効率的・効果的な実施手法**(PPP/PFI等)が ないか検討することを**原則**と定める**ルール**
- PPP/PFIの**導入効果を簡易的に調べる方法**や、**具体的な手続**をまとめた<u>ガイドライン</u>
 ※対象となる事業規模・分野や検討の手続などは、地方公共団体ごとに独自に規定



(参考) 優先的検討規程の策定・運用状況

令和3年3月末時点

	策定団体	団体総数		定済みの本数	規程に基づき令和2年度 までに具体案件を 検討した団体数	令和2年度までに PFI事業を実施した団体数		
	国	13	13	100.0%	5	8	61.5%	
	都道府県	47	47	100.0%	33	35	74.5%	
	政令指定都市	20	20	100.0%	20	19	95.0%	
地	人口20万人以上の団体	111	83	74.8%	61	64	57.7%	
方公	小計	178	150	84.3%	114	118	66.3%	
共団	人口20万人未満 10万人以上の団体	156	22	14.1%	16	61	39.1%	
体	人口10万人未満の団体	1,454	26	1.8%	15	152	10.5%	
	小計	1,610	48	3.0%	31	213	13.2%	
	合計	1,788	198	11.1%	145	331	18.5%	

[※] 件数、実施団体ともに平成11年からの累計数

(内閣府調べ)

活用対象の拡大①

- ◆コンセッション等の活用について、新たな分野・領域・地域を開拓し、取組を加速。
- ◆重点分野について、原則として5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標を設定し、以下に取り組む。
 - 機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策の集中投入、交付金等の制度改善。
 - 案件候補リストや推進施策、工程を具体化した実行計画を策定。
 - 好事例の横展開、案件発掘のためのトップセールス、ガイドライン・ひな型作成等、各分野の現状や目標に応じた施策を推進。

【重点分野】

従来からの設定分野

MC/14/3 2 971		223
分野	目標	主な取組
空港	3件	・リスク分担条項の契約への反映検討
水道	5件	・老朽化対策など支援方策を検討 ・ターゲットを明確にした働きかけ
下水道	6件	・国費支援において民間提案に係る要件化・下水管の更新補助について、コンセッション 導入の要件化、インセンティブ設定検討
MICE施設	10件	・専門家派遣、民間サウンディング等に資するプラットフォーム整備検討
公営住宅	10件*	・先行事例の横展開、地方公共団体の支援
クルース [・] 船向け旅 客ターミナル施設	-	・国際クルーズの動向を見極め改めて検討
公営水力発電	3件**	・導入可能性調査補助、事例の横展開
工業用水道	3件	・契約書等のひな形作成、周知 ・デジタル技術等活用、広域化、民間活用の 一体的推進による事業モデル創出検討

^{*}実施契約締結

新たな設定分野

分野	目標	主な取組
スポーツ施設 (スタジアム・アリー ナ等)	10件	・コンセッションガイドライン作成、周知・トップセールス等、案件候補の掘り起こし・コンセッション導入に向けた支援策の検討・地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金等の重点対象化
文化·社会教育 施設	10件	・トップセールス等、案件候補の掘り起こし ・PPP/PFI導入に向けた支援策の検討 ・先行事例の横展開、契約書ひな形作成 ・地方創生推進交付金、都市構造再編集中支 援事業等の重点対象化
国立大学	5件	·導入可能性調査、施設整備支援 ·一定規模以上の新築·改築はPFIを原則化
公園	2件	・モデル公園を設定し、コンセッション導入検討・公園全体の民間活用拡大を調査から整備まで一貫支援できる仕組みを検討
道路 (交通ターミナル等)	6件(具体化) 1件(事業実施)	・品川、追浜、新潟、近鉄四日市、神戸三宮、 呉における具体化

^{**}今後の経営のあり方の検討(コンセッション、民営化・民間譲渡等)

活用対象の拡大②

◆ P P P / P F I の質と量の両面からの充実を図る上で、<mark>国の支援施策と機構による支援を積極的に活用</mark>して 先導的事例を形成し、新たな P P P / P F I 活用モデルを横展開すること等により、多様な P P P / P F I の 展開に取り組む。

【新たなPPP/PFI活用モデル形成に取り組む分野】

- ○地域交流の場である身近な施設(公民館、公園等)でのPPP/PFI活用 ⇒小規模自治体や地域企業でも取り組みやすいモデルを構築
- ○デジタル技術の社会実装やカーボンニュートラル実現でのPPP/PFI活用
 ⇒国や自治体の所有施設の脱炭素化などの新たなPPP/PFI活用モデル
- ○河川、港湾、国立公園等での官民連携
 - ⇒Park-PFIと同様の枠組みについて、河川、港湾等で導入。
- 〇<u>キャッシュフローを生み出しにくいインフラ</u>でのPPP/PFI活用
 - ⇒指標連動方式、維持管理の包括的民間委託
- 〇インフラ管理における<u>分野横断包括的民間委託·複数自治体共同発注</u>
 - ⇒ 道路や下水道、河川、公園等のインフラの維持、修繕等の管理
- 〇農業水利施設の管理でのPPP/PFI活用
 - ⇒老朽化等への課題対応
- 〇<u>地域交通分野</u>におけるPPP/PFIの活用
 - ⇒持続可能な地域交通の実現に向け、官民などの連携による共創を推進
- ○人工衛星の管理・運用におけるPPP/PFIの導入
 - ⇒収益事業等の民間ビジネス機会の創出
- 〇付帯収益事業を伴うPPP/PFI活用
 - ⇒公共施設と民間施設の相乗効果による地域課題の解決
- ○公的不動産の有効活用におけるPPP/PFIの導入
 - ⇒国有地活用や、学校等の文教施設の利活用等

民間による創意工夫の最大化

実効的な民間提案スキームの導入

- ○効果的な提案をした民間事業者に対し入札時に加点する等のインセンティブを付与する新たなス キームの導入を促進。
- 〇自治体の詳細制度設計や提案審査等に対する<mark>専門家による技術的な支援、</mark>横展開に向けた<mark>民間提案</mark> マニュアルの改定など民間提案制度の実効性の向上。
- 〇民間発の取組を促すべく、地方公共団体における構想段階や補助申請段階の<mark>案件候補リスト</mark>の公表や、PPP/PFIに対応する統一的な窓口の設置を促進。

制度・運用改善の取組強化

- 〇事業者の<mark>意見を募集</mark>し民間の創意工夫が一層発揮できる<mark>制度改善の検討の場</mark>を民間資金等活用事業 推進委員会に設定。
- 〇民間事業者や地方公共団体等から P P P / P F I の効果的な実施に資する制度や運用の改善に関する提案を受け付け、規制改革・行政改革の枠組みとも連携し、制度や運用の改善に取り組む。
- ○新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、プロフィット・ロスシェアリング条項の導入、運営権 対価の支払い方法の見直し等、公共施設等運営事業等に係る官民のリスク分担の新たな手法を導入。

地域の主体の能力強化と人材の確保

地域の主体の機運醸成に向けた情報提供等

- 〇機構や関係省庁と連携し、PFIに関する<mark>情報の一元化や、WEBサイトの充実、動画の活用等、</mark> 参照しやすい形での情報発信を実施。
- 〇<mark>地域の課題解決</mark>に資する取組や、PPP/PFIにより生み出される9様な効果について、事例を収集し、見える化を図る。
- ○PPP/PFI事業の先導的な優良事例や取組体制等を選定し、国が表彰。

人材確保に対する支援の強化

- ○国による<mark>案件形成支援や機構のコンサルティング機能</mark>の積極的な活用を通じた<mark>伴走型支援</mark>の強化、 地域プラットフォームの設置促進や機能強化等により、地方公共団体、民間事業者、地域金融機関 等のノウハウの蓄積、共有を促進。
- 〇機構が全国の地域金融機関に対し、金融実務等のノウハウの移転を推進。

手続きの簡易化等の負担軽減

- 〇手続きなどの簡易化や期間短縮等、負担軽減に資する手引やマニュアルの改定
- ○地方公共団体が、初めてPPP/PFI事業の検討を行う場合の参照のしやすさに配慮

(参考)民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構) 概要

PFI推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、PFI事業(ただし、事業に要する費用 の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。) に対する出融資 (優先株・劣後債の 取得等)や案件形成のためのコンサルティングを実施。

所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階

設立 平成25年(2013年) 10月7日(平成25年 P F I 法改正により設立)

存続期間 令和9年度末までに保有する全ての株式、債権の処分を行うよう努めなければならない(PFI法)

資本金 100億円(出資金額:政府100億円、民間100億円)

※出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上 ※民間株主69社(うち49社が地域金融機関)

経常利益 12.4億円、当期純利益 8.6億円、利益剰余金 19.3億円 **決算**(令和3年度)

6年連続で単年度黒字を達成、3年連続で配当を実施(4億円)

代表取締役会長 代表取締役社長 役職員数

支援決定件数 支援決定金額

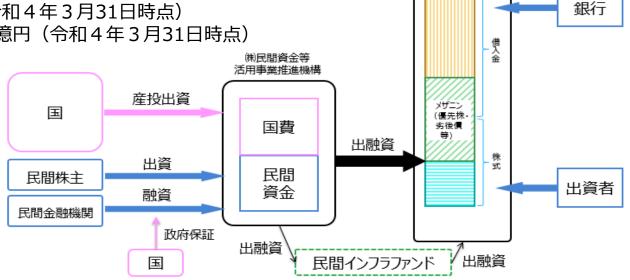
古賀 信行 足立 慎一郎

28名(令和4年4月1日時点)

※ 役員の定員は常勤2名、非常勤6名(監査役2名)

52件(令和4年3月31日時点)

1,378.4億円(令和4年3月31日時点)



PFI事業

(独立採算型等)

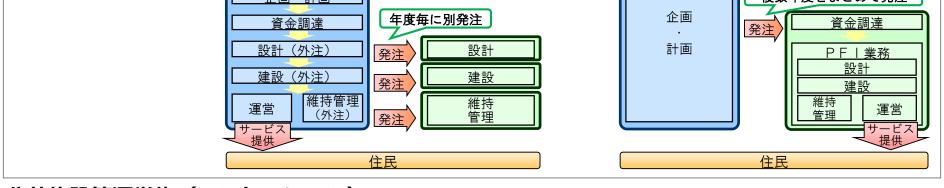
(参考)PPP及びPFIについて

PFIとは? (Private Finance Initiative (民間資金等活用事業))

(根拠法:民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)) 庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設

計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、**どのような設計・建**

設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間 東世界を認定し、認識から運営までお与り、答会認識を自ら与ってもらる際は制度



公共施設等運営権(コンセッション)

空港、上下水道、展示場等**利用料金を取れる公共施設等の管理・運営を長期に渡って行える権 利**。PFI法に基づき公共施設等の管理者が設定し、内閣府に登録ができる、抵当権を設定できるな どのメリットがある。

※水道法改正(令和元年10月1日施行)により、地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、 厚牛労働大臣の許可を受けて、水道施設に関するコンセッションが可能となった。

PPPとは?(Public Private Partnership(官民連携事業))

官民連携事業の総称であり、PFI以外にも、**指定管理者等の制度**の導入、

包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸し出しなどの手段がある。

44

(参考)PPP/PFI推進アクションプランの各類型

PPP/PFIの概念図

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI(Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、 運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を 活用して行う手法。

【類型I】

公共施設等運営権制度を活用した PFI事業(コンセッション事業)

【類型Ⅱ】

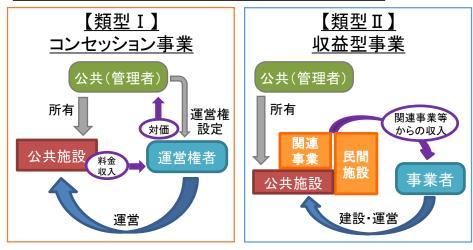
収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PPP/PFI事業 (収益型事業)

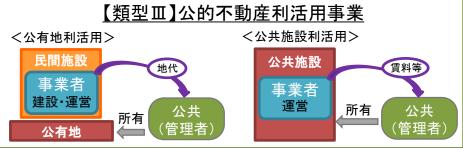
【類型Ⅳ】 サービス購 型などの PPP/PFI事業

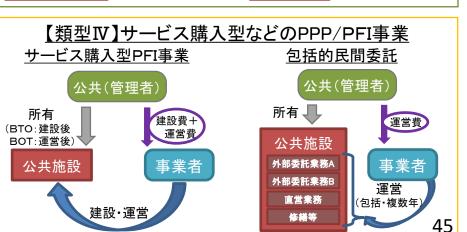
【類型皿】

公的不動産の有効活用を図るPPP事業 (公的不動産利活用事業)

各類型のスキーム図(※以下は、各類型の一例)







(参考)事業規模集計(平成25年度~令和2年度)

PPP/PFI推進アクション (平成25年度〜令和4年度:		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計
類型 I 公共施設等運営事業	7兆円 (目標)		0.0兆円	5.1兆円	0.5兆円	0.2兆円	3.0兆円	2.9兆円	0.5兆円	12.1兆円
類型Ⅱ 収益型事業	5兆円 (目標)	0.4兆円	0.3兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.9兆円	5.8兆円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	4兆円 (目標)	0.3兆円	0.3兆円	0.3兆円	0.5兆円	0.7兆円	0.4兆円	0.6兆円	0.6兆円	3.5兆円
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	5兆円 (目標)	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.6兆円	0.7兆円	0.9兆円	0.6兆円	0.9兆円	5.2兆円
合計	21兆円 (目標)	1.3兆円	1.0兆円	6.7兆円	2.4兆円	2.3兆円	5.2兆円	4.8兆円	2.8兆円	26.7兆円

当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上を一括計上(契約期間は10年を超えるものを含む)。合計は 小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

(参考)歳出削減・歳入増加効果等(平成25年度~令和2年度)

〇歳出削減・歳入増加効果(一括計上基準※)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	≣† (H25∼R2)
類型Ⅱ 収益型事業	300億円	300億円	800億円	800億円	800億円	600億円	700億円	700億円	4,900億円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	1,200億円	300億円	800億円	1,600億円	2,400億円	900億円	1,500億円	900億円	9,700億円
類型IV その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	600億円	500億円	400億円	600億円	500億円	1,300億円	500億円	900億円	5,300億円
合計	2,200億円	1,100億円	2,000億円	3,000億円	3,700億円	2,900億円	2,600億円	2,500億円	1兆9,900億円

[※]当該年度に契約締結した事業から見込まれる契約期間中の運営権対価を一括計上(契約期間は10年を超えるものを含む)

〇歳出削減・歳入増加効果(単年度計上基準※)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計 (H25~R 2)
合計	200億円	300億円	900億円	900億円	1,300億円	1,200億円	1,600億円	1,500億円	8,000億円

[※]目標期間内(平成25年度以降)に契約締結した事業から見込まれる毎年度の歳出削減・歳入増加効果を各年度で計上

○運営権対価

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計 (H25~R 2)
合計	一円	0兆円	2.2兆円	0.1兆円	0兆円	0.4兆円	0.3兆円	0.1兆円	3.2兆円

(参考)公共施設等運営事業等の重点分野の主な進捗状況

令和4年3月末時点

重点分野	数値目標(目標年度)	進捗状況
空港	達成済:6件(平成28年度)	事業開始:12件
水道	達成済:30件(令和3年度) (今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、 広域化や多様な民活手法の活用を含む)を促す)	実施契約締結:1件(宮城県) 今後の経営のあり方の検討支援:39件 (令和2年度21件、令和3年度18件)
下水道	取組中:4 <mark>件</mark> /6件(令和3年度) (実施方針の策定)	事業開始:2件(浜松市、須崎市) 実施契約締結:1件(宮城県) 実施方針策定:1件(三浦市)
道路	達成済:1件(平成28年度)	事業開始:1件(愛知道路)
文教施設	達成済:3件(平成30年度)	事業開始:3件(旧奈良監獄、沖縄科学技術大学院大学、大阪中之島美術館) 実施契約締結:3件(有明アリーナ、愛知県新体育館、津山市グラスハウス) 実施方針策定:1件(新秩父宮ラグビー場)
公営住宅	達成済:6件(平成30年度)	 実施契約締結: <mark>16件</mark> (いずれも公的不動産利活用事業)
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	取組中:1件/3件(令和元年度) ※今後の動向等を見極めつつ、 令和4年度以降の数値目標を改めて検討	マーケットサウンディング実施:1件(博多港)
MICE施設	取組中:4件/6件(令和3年度)	事業開始:2件 (愛知県国際展示場、横浜みなとみらい国際コンベンションセンター) マーケットサウンディング実施:2件(福岡市、沖縄県)
公営水力発電	達成済:3件(令和3年度) (今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、 民営化・民間譲渡等を含む)を促す)	事業開始:1件(鳥取県) 民間への事業譲渡契約締結1件(金沢市) 経営のあり方の検討1件(東京都)
工業用水道	達成済:3件(令和2年度)	事業開始:1件(熊本県) 実施契約締結:2件(宮城県、大阪市)

(参考)令和2年度 PFI事業における地域企業の参画状況

- 〇令和2年度のPFI事業における地域企業の参画状況は、 地域企業が参画している事業は、95% (39/41件) 地域企業が代表企業として参画している事業は、37% (15/41件)。
- 〇事業規模別に見ると、地域企業が代表企業として参画している事業は、 100億円以上の事業では0%(0/6件)、10億円以上100億円未満の事業では32%(8/25件)、 10億円未満の事業では70%(7/10件)。

事業規模 分野	10億円未満			契約金	額(落札	金額)			100億円以.	E
教育・文化 (学校、学校空調、体育館、 給食センター、文化交流施設等)		1/3社 5/9社		1/6社		2/6社		2/9社	<mark>3/6社</mark> 0/6社	
健康と環境 (医療、斎場、浄化槽等)	1/5社			2/4社		1/6社			0/1社	4/8社
産業 (商業振興施設等)		 							I I I ,	
まちづくり (住宅、道路、下水道等)	3/3社 6/7社	2/3社		1/3社					2/3社	1/3社
「庁舎と宿舎	4 / 4 社		4/4社	6/7社	3/3社	4/4社	1/3在	2/4红	<u> </u>	
(事務庁舎、宿舎等)		5/6社								
その他	!		3/4社		4/7社				3/6社	

令和2年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式を除く41事業について、 選定グループにおける地域企業※の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

※地域企業:当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例:選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数/全構成企業数

(参考)平成28年度~令和2年度 PFI事業における地域企業の参画状況

OPFI事業における地域企業の参画状況

	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
区分	地域企業 地域企業 が が参画 が代表企業 が参画 が		地域企業 が代表企業 として参画	地域企業 が参画 地域企業 が大表企業 として参画		地域企業 が参画 地域企業 が代表企業 として参画		地域企業 が参画	地域企業 が代表企業 として参画	
件数(割合)	27/33件	14/33件	38/41件	17/41件	50/58件	30/58件	41/47件	22/47件	39/41件	15/41件
什致(刮口)	81.8%	42.4%	92.7%	41.5%	86.2%	51.7%	87.2%	46.8%	95.1%	36.6%

○事業規模別のPFI事業における地域企業の参画状況(地域企業が代表企業として参画)

	H28年度			H29年度		H30年度			R1年度			R2年度			
事業規模	10億円 未満	10億円 以上 100億円 未満	100億円 以上												
件数(割合)	5/5件	8/21 件	1/7件	3/4件	13/30 件	0/6件	8/12 件	19/38 件	3/8件	7/9件	14/29 件	1/7件	7/10 件	8/25 件	0/6件
	100.0%	38.1%	14.3%	75.0%	43.3%	0.0%	66.7%	50.0%	37.5%	77.8%	48.3%	14.3%	70.0%	32.0%	0.0%



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI推進室)

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL: 03-6257-1655 FAX: 03-3581-9682

URL: http://www8.cao.go.jp/pfi/